

国への要望 I

東京農業の確立に関する要望

地球温暖化による大規模な自然・気象災害が世界各地で頻発する中、政府は地球温暖化対策推進法を改訂し、温室効果ガスの大幅な削減を目指すことを表明した。農林水産省は、農業分野においても生産性の向上と持続可能な食料システムを構築することが急務として、「みどりの食料システム戦略」を策定し、農林水産業の活性化をはかろうとしている。

このような中で、東京の農業は、農業者の努力によりそれぞれの地域環境に適応した多彩な農業経営を実践し、新鮮で安全・安心な食料や生活に潤いをもたらす緑等を供給するとともに、多様な機能を持つ貴重な農地を維持しており、地域住民にとって無くてはならない役割を果たしている。

こうした代替のない役割を持つ東京農業を将来にわたり維持するためには、規模の大小や経営部門にかかわらず、生産に努力している農家等を担い手として位置付け支援することが重要である。

よって、政府・国会におかれては、かけがえのない東京農業を守り発展させるため、下記事項の実現に向けて積極的に取り組むよう、ここに強く要望する。

記

1. 食料の安定供給のための施策の確立

日本の食料供給を脅かす不測の事態に対応するため、国内農業生産の増大をはかり、特に、国産農畜産物を基本とした安定供給の確保と自給率の向上につながる所得確保対策ならびに価格政策を強化すること。

2. 環境への負荷低減に資する農業の推進

都市化が進む東京において、農業・農地が持つ多面的機能が温暖化対策や環境機能の維持に大きく貢献していることを前提として「みどりの食料システム戦略」の施策については、農業者のさらなる営農意欲の向上と経営発展につながるものとする。

3. 担い手の育成・支援と所得確保・安定対策

(1) 認定農業者の経営改善を後押しする支援施策の拡充

認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な支援を拡充するとともに、これらの施策については農業振興地域に限定せず支援を受けられるようにすること。

また、複数区市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合には、都道府県又は国が一括で認定を行う広域認定制度が適用されるが、申請者が申請先の自治体等を選択できるように制度を改善すること。

(2) 農業後継者の育成・支援

地域農業を担う農業後継者を確保するため、後継者支援対策を抜本的に強

化すること。

(3) 畜産経営に対する支援の強化

飼料価格の安定や所得確保対策、施設の近代化等、畜産経営に対する支援を強化すること。

(4) 燃料及び生産資材等の高騰への支援

農業生産に必要な燃料及び生産資材の高値が続いていることから、農業者が安心して経営に専念できるよう高騰時における補助制度や無利子融資制度などの事業予算を拡充すること。

4. 地域農業振興対策

(1) 山村・離島振興のための施策の拡充

山村・離島地域の振興と農業生産基盤の強化をはかるため、農山漁村の活性化に関する事業および島しょの農業振興について必要な事業を継続するとともに、支援を拡充すること。

特に、離島については離島振興法に基づく離島振興基本方針に掲げられた事項の実現に向けてさらに支援を強化すること。

(2) 新たな担い手の住居の確保

東京の島しょ地域や中山間地域において、新規就農やUターン就農の希望者が増加傾向にある。就農者の住居の確保に対する支援施策を確立するとともに土地関連制度の柔軟な運用をはかること。

(3) 災害に強い農業の構築

災害が発生した際に被災した農家の営農再開に対し、すみやかに援助する体制を構築すること。また、施設等の再整備に対する援助については、復旧に留まらず災害に強い農業の構築を進め、復興につながるような支援を行うこと。

5. 農地関係法・制度関係

(1) 農業振興地域に対する支援

農業振興地域の各種支援事業の採択要件については地域の実情に鑑みて緩和し、柔軟に運用すること。

(2) 農作物栽培高度化施設の要件を満たす施設の制度適用

農作物栽培高度化施設の要件を満たしていれば、過去に設置された施設について、全て農地として認めること。

6. 国内産業と国民の暮らしを守る国際交渉

各国・地域との間で締結した経済協定については、それに伴う市場開放が我が国の農業に与える影響を正確に見積り、国内の農業経営が持続できるよう総合的な対策を講ずること。

さらに、食料自給率の向上と食料安全保障の観点も踏まえ、国内産業をかえりみない、これ以上の市場開放は行わないこと。

7. 地域と調和した農業の推進

(1) 地産地消の推進

安全で安心な消費生活を求める国民の期待に応えるとともに、地域農業の維持・発展をはかるため、食料や花、緑化木等の地産地消を促進する施策を強化すること。さらに、消費者に対して国内農業が果たしている役割を伝え、国産農産物の魅力をPRする取組を強化すること。

(2) 安全・安心の農産物に対する適正な価格形成

東京産農産物が安全・安心に配慮して生産されていることについて国民への啓発を行うとともに、農家の努力や生産コストに見合う価格が形成されるよう有効な対策を講じること。

(3) 学校教育と農業との連携の促進

学校給食に地元産農産物を供給する取組を後押しするため、目標値を設定して供給量を増やそうとする自治体や学校、協力する農業者、団体に対し補助金を支給するなど支援施策を強化すること。

また、教育カリキュラムのなかに食農教育を位置づけ、それに協力する農業者や団体に対して必要な支援を行うこと。

(4) 農福連携の推進

農福連携を推進するうえでは、障害者など活動や雇用の場を求める側と、農業の現場で共に働く人材を求める側とを結びつける中間支援団体等の役割が大変重要である。そこで、そうした団体等がコーディネーターとして専門人材を配置して行う相談活動やマッチング等の取組への支援を強化すること。

(5) 6次産業化や農商工連携、販路開拓に取組む担い手の支援

たとえ小規模でも、都市住民に近いところで営んでいる都市農業のメリットをいかした農業経営の6次産業化を支援する施策を構築するとともに、関連産業との連携強化、販路開拓を支援すること。

8. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣による被害の増大により、地域によっては農業者自身に営農意欲があっても耕作をあきらめざるを得ない事態となっている。このような有害鳥獣は都道府県単位ごとの解決が難しいことから、迅速かつ的確な対応がはかられるよう、農政局を単位として、駆除と被害低減を両輪とする抜本的な対策を講ずること。

9. 防疫体制の強化

発生すれば畜産経営に甚大な損害を与えるCSF（豚熱）、鳥インフルエンザ、口蹄疫等について、防疫体制を強化すること。また、感染防止の方策や、発生した際の対応等について生産者や自治体、関係団体等への指導を徹底すること。

10. 税制関係

(1) 農地の譲渡にかかる特例措置の対象地域の拡大と控除額の増額

農業委員会のあっせんなどにより農地を農地として売り渡した際の譲渡所得に対する特別控除について、現行制度の対象は農業振興地域の農用地区域に限られているが、市街化区域も含め対象地域を拡大するとともに控除額を引き上げること。また、購入した農家が負担する登録免許税ならびに不動産取得税を免税とすること。

(2) 消費税免税事業者である農業者が不利にならないための措置

消費税については令和5（2023）年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるが、免税事業者は適格請求書を発行することができない。経過措置が設けられているものの、期限付きであり内容も不十分であることから、すべての事業者を課税事業者として適格請求書を発行できるようにしたうえで、課税売上が現制度における免税点以下の事業者は申告不要とするなど制度を改めること。

(3) 青色申告特別控除額の引き上げ

個人経営の農家に青色申告を普及し適切な経営管理を推進するため、青色申告特別控除額を引き上げること。

11. 農業委員会組織の強化

農地の保全と利用促進、そして担い手の確保・育成等に大きな役割を期待されている農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所のネットワークが、今後とも地域農業の維持・発展に全力で取り組むことのできるよう、事業活動や運営のための予算と人員を十分に確保すること。

12. 国が管理する土地の除草の徹底と有効活用

物納されるなどして国が管理している土地については除草等の管理を徹底するとともに、未利用の土地は地域と連携して公的利用や農業者への貸付など有効活用を積極的に進めるよう、関係省庁の連携・協議を行うこと。

13. 国有農地の早期解消

残存する国有農地の存在は農地の貸借に対する啓発にとって大きな障害要因となっている。よって、現存する国有農地については売り払い先を拡大するとともに、農耕貸付されているものは農業目的に、それ以外は目的に応じた売り払いを早急に行い、その解消を進めること。

令和4年3月17日

東京都農業委員会会長集会